

令和2年度版

[令和2年7月1日～令和3年7月1日適用]

愛川町住民活動災害保障制度の概要

ふれあい保険



愛川町観光キャラクター

あいちゃん

愛川町

目次

1. 目的 ●	→	1ページ
2. 用語の説明 ●	→	1ページ
(1)「住民団体等」		
(2)「住民活動」		
(3)「指導者等」		
(4)「参加者」		
3. 住民活動の具体例 ●	→	2ページ
(1)「青少年育成活動」		
(2)「社会教育活動」		
(3)「地域社会活動」		
(4)「社会福祉・奉仕活動」		
(5)「その他これらに類する事業又は活動」		
4. 保険契約 ●	→	2ページ
5. 対象者 ●	→	3ページ
(1)賠償責任事故		
(2)傷害事故		
6. 対象事故 ●	→	3ページ
(1)賠償責任事故		～6ページ
①補償限度額（賠償金額）		
②自己負担額（免責金額）		
③補償の範囲		
④補償の対象としない主な場合		
(2)傷害事故		
①死亡補償		
②後遺障害補償		
③入院補償		
④手術補償		
⑤通院補償		
⑥補償限度額		
⑦補償の対象としない主な場合		
7. 事故発生後の手続き ●	→	6ページ
8. Q&A ●	→	7ページ
(1)共通編		
(2)賠償責任補償編		～11ページ
(3)傷害補償編		



1. 目的

この制度は、町内に活動の拠点を置く住民団体等が行う住民活動中の事故について、住民活動災害保障制度をもってこれを補償することにより、住民活動の健全な発展を図るとともに、地域社会の振興に寄与することを目的とします。

2. 用語の説明

(1) 「住民団体等」

町内に活動の拠点を置く、住民により自主的に組織された「団体又は住民活動の遂行に責任を負う者」で、地域社会活動、青少年育成活動、社会福祉・奉仕活動、社会教育活動等公益性のある直接的活動を継続的、計画的に行っていることです。

- ①企業活動として活動する会社、事業所内の団体でないこと。
- ②政治、宗教又は営利を目的とする団体及びこれに類する団体でないこと。

(2) 「住民活動」

住民団体等が行う地域社会活動、青少年育成活動、社会福祉・奉仕活動、社会教育活動等で本来の職場を離れて対価を得ずに、自由意思の下に行う「継続的、計画的又は臨時的な公益性のある直接的活動」です。ただし、政治、宗教、営利などを目的とするものは除きます。

町の行う事業又は活動のうち住民活動に類するもので「住民が無報酬（実費弁償を含む。）で参加する活動」も住民活動です。

(3) 「指導者等」

住民団体等において、住民活動の計画立案及び運営の「指導的地位にある者」又は「これに準ずる者」並びに「住民活動の遂行に責任を負う者」で、住民活動中不測の事故により住民活動の参加者又は第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与えた場合に、法律上の賠償責任を負う方です。

レクリエーション活動、文化活動、趣味の会等で住民団体等の構成員の代表者にすぎない者は、指導者ではありません。

なお、住民活動の当日に指導者に代わって、その住民活動の運営に当たった者も指導者となります。

(4) 「参加者」

住民団体等の指導者以外の構成員又は住民団体等及び個人が行う住民活動に「直接参加する者」をいう。また、団体に属さない参加者及び手伝いも参加者とする。見物人は含まない。ただし、住民活動に参加する障害者や老人の付き添い人は参加者とする。

3. 住民活動の具体例

(1)「青少年育成活動」

地域の青少年育成団体（育成会、子ども会、ボーイスカウト・ガールスカウト等）の指導育成活動、地域文庫活動、非行防止パトロール等の活動及びこれらのための準備活動。

(2)「社会教育活動」

①スポーツ活動

各種スポーツの運営・指導活動

※スポーツ活動を目的とする団体の、スポーツ活動中の事故については、無報酬で活動している指導者等のみ対象となり、参加者は対象外となります。

②文化活動

料理、コーラス、コンサート、映画上映、絵画、華道、茶道、民謡、民謡踊り、短歌、俳句、盆栽、邦楽、演劇、各種学習、講座、社会見学、講演会、講習会、研修会、研究会等の活動及びこれらのための準備活動。（ただし、単なる趣味の集まりは対象外となります）

(3)「地域社会活動」

防犯活動、防火・防災活動、清掃活動（道路・河川敷・公園・排水溝・その他公共施設の清掃）、資源ごみの回収、草刈り、リサイクル運動、交通安全活動、不法駐車駐輪追放活動、害虫防除・駆除の環境衛生活動、盆踊り、町内会まつり、運動会、町内会報の発行、掲示板貼付、研修会、募金、コミュニティ保育等の活動及びこれらのための準備活動。

(4)「社会福祉・奉仕活動」

社会福祉施設援護活動（建物の修理・植木等の手入れ・清掃・リハビリテーション訓練の手伝い・行事手伝い・習い事指導・慰問・通園の送迎の介助・点訳等）、在宅老人、心身障害者等のホームヘルプ、手話、通訳、就労、社会復帰のための援護活動及びこれらのための準備活動。

(5)「その他これらに類する事業又は活動」

4. 保険契約

住民活動災害保障制度を実施運営するために、町が損害保険会社と損害保険契約を締結しています。（保険料は全額町で負担）

5. 対象者

(1)賠償責任事故

- ① 愛川町・愛川町が設立した法人又はこれに準ずる法人
- ② 住民団体等
- ③ 指導者等

(2)傷害事故

- ① 参加者
- ② 指導者等

6. 対象事故

(1) 賠償責任事故

住民活動中に指導者等の過失により、住民活動の参加者又はその他の第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、法律上の賠償責任を負うことによって被った損害を補償します。

この事故では、偶然の事故によって他人の身体、財物に影響を与え、法律上の賠償責任が発生することが要件となります。

法律上の賠償責任とは、民法第709条〔不法行為による損害賠償〕等に該当するもので、いわゆる道義上の賠償責任は対象になりません。

①補償限度額（賠償金額）

身体賠償	最高 1 人 1 事故 (生産物事故についてのみ制度運用年度期間中の限度額5億円)	1 億円 5 億円
財物賠償	最高 1 事故 (生産物事故についてのみ制度運用年度期間中の限度額1000万円)	1,000 万円
保管物賠償	最高 1 事故 (制度運用年度期間中の限度額 1,000 万円)	500万円

*「制度運用年度期間中」とは、毎年7月1日午後4時から翌年7月1日午後4時までの期間をいいます。

②自己負担額（免責金額）

身体賠償、財物賠償、保管物賠償とも、それぞれ1事故につき、5,000円以下の小損害については、賠償責任者の自己負担となります。

ア 賠償金（10万円の場合）

100,000円－5,000円＝95,000円＝補償金

イ 賠償金（5,000円以下の場合）⇒ 自己負担

③補償の範囲

補償限度額の範囲内で

- ア 被害者に対する治療費、通院交通費、入院諸雑費、休業損失、葬儀料、死亡による逸失利益、慰謝料及び物の修理代等
- イ 保険会社の承認を得て支出した訴訟、仲裁、和解、若しくは調停費用
- ウ 損害防止、軽減のため有益な応急、緊急措置費用など

④賠償の対象としない主な場合

- ア 指導者等の故意によるもの
- イ 戦争、変乱、暴動、労働争議、政治的又は社会的騒じょうによるもの
- ウ 地震、噴火、洪水、津波、高潮等の自然変象によるもの
- エ 指導者等の同居の親族に対するもの
- オ 指導者等が占有、使用、又は管理する車両又は動物によるもの
- カ 施設の建設、改築、改造、修理等の工事によるもの
- キ 保険契約に係る保険約款において対象とされていないもの

(2) 傷害事故

住民団体等の指導者等及び参加者が、住民活動中に急激かつ偶然な外来の事故でケガをしたり、死亡したりした場合に適用となります。(熱中症(日射病・熱射病)、細菌性食中毒による事故を含む。)

傷害事故の対象となる傷害は、ケガであれば何でもよいという訳ではなく「急激かつ偶然な外来の事故」によって身体に被った傷害に限ります。

急激とは、突発的に発生することを意味し、傷害としての事故が緩慢に発生するのではなく、原因となった「事故」から結果としての「傷害」までの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。

偶然な事故とは、予知されない出来事をいい、傷害事故でいう偶然とは、①事故の発生が偶然であるか、②結果の発生が偶然であるか、③原因・結果とも偶然であるかのいずれかであることが必要となります。

外来とは、傷害の原因が受傷者の身体の外からの作用によったものをいい、身体に内在する原因によるものでない事故をいいます。

①死亡補償

住民活動中の指導者等及び参加者が急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被り、その直接の結果として事故の日から180日以内に死亡したときに支払うものです。

②後遺障害補償

住民活動中の指導者等及び参加者が急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被り、その直接の結果として、事故発生の日から180日以内に後遺障害(身体の一部を失い又は機能に重大な障害を永久に残した状態をいう。)が生じたとき、職業、年齢、社会的地位等に関係なく身体の障害の程

度に応じた割合で支払うものです。

③入院補償

住民活動中の指導者等及び参加者が急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被り、その直接の結果として、生活機能又は業務能力の減失を来し、かつ、医師（医師法に基づく医師）の治療を受けた場合、その状態にある期間に対し、事故の日から180日を限度として入院補償金日額を日数に応じて支払うものです。

④手術補償

入院補償金が支払われる場合、そのケガの治療のため手術を受けたときは、入院補償金日額に手術の種類に応じて定めた倍率（10、20、40倍）を乗じた額を支払うものです。

⑤通院補償

住民活動中の指導者等及び参加者が急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被り、その直接の結果として、生活機能又は業務能力が減少した場合において、その治療のため通院をしたときは、事故の日から180日以内で通院実日数に対し90日を限度として通院補償金日額を日数に応じて支払うものです。

⑥補償限度額

	補償限度額	備 考
死 亡 補 償 金	500万円	熱中症（日射病・熱射病）・細菌性食中毒については300万円
後遺障害補償金	500万円～15万円	
入 院 補 償 金	1日 4,000円	熱中症（日射病・熱射病）・細菌性食中毒についても同額
通 院 補 償 金	1日 3,000円	

⑦補償の対象としない主な場合

- ア 指導者等、参加者の故意又は重大な過失によるもの
- イ 戦争、変乱、暴動、労働争議、政治的又は社会的騒じょうによるもの
- ウ 地震、噴火、洪水、津波等の自然変象によるもの
- エ 指導者等又は参加者の脳疾患、疾病、心神喪失によるもの。ただし、熱中症（日射病・熱射病）・細菌性食中毒は除く。
- オ 指導者等又は参加者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為によるもの
- カ 山岳とはん（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの）、リュージュ、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険なスポーツに参加している最中の事故
- キ 医学的他覚所見のないムチウチ症や腰痛によるもの
- ク 指導者等又は参加者の無資格運転や酒酔い運転によるもの

- ケ スポーツ活動を目的とする団体等が行う当該活動中に発生した参加者（無報酬で活動している指導者等を除く）の事故
- コ 保険契約に係る保険約款において免責とされているもの

7. 事故発生後の手続き

(1) 事故報告書の提出

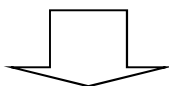
事故が発生したときは速やかに、次の書類を行政推進課へ提出してください。速やかに提出できない場合は、遅延理由書が必要となります。

ア 愛川町住民活動災害保障制度事故報告書

イ 当日の参加者名簿。（運動会、盆踊り及び河川清掃などで参加者全員の名簿がない場合又は把握できない場合は、代表者の参加証明書（〇〇〇氏は、△△△活動に参加しましたという証明）を添付してください。

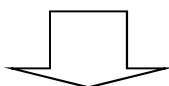
ウ 当日の活動内容がわかるもの。（チラシ・実施要領・通知文・回覧文書等。）

※事故の内容によっては、上記のほか、写真等を提出していただくことがあります。



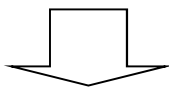
(2) 事故内容の確認

事故報告書の内容などに不備があった場合のみ連絡します。



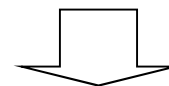
(3) 治療等の完了

○ 傷害事故：治療が終わった時点若しくは事故の日より180日を経過した時点 } で、行政推進課へ
○ 賠償責任事故：示談が済み、当該事故が円満に解決した時点 } 連絡してください。



(4) 補償金請求書類の送付

治療等完了の連絡を受けたら、補償金請求書類を送付します。



(5) 補償金請求書類の提出

行政推進課から補償金請求書類が届いたら、必要事項を記入し、病院の領収書などの書類を添えて行政推進課へ提出してください。※補償金は、書類提出してから約1ヵ月後に町が指定した金融機関の口座に直接振り込まれます。

8. Q&A

(1) 共通編

Q1 住民活動災害保障制度で対象となる住民団体はどのような団体か。

A 対象となる住民団体とは、次の要件を備える団体です。

- (1) 町内に活動の拠点を置き、自主的に構成された団体であること。
- (2) 上記の団体が、地域社会活動（自治会等の活動）、青少年育成活動（子ども会、育成会等の活動）社会福祉・奉仕活動（社会福祉施設援護やボランティア等の活動）、社会教育活動（スポーツの運営・指導活動や文化活動）などの公益性のある直接的活動を行っていること。
- (3) 上記の活動（以下「住民活動」という。）を職業としてではなく自由意志のもとに継続的・計画的又は臨時に行っていること。

※従って次のような団体や活動は、本保障制度の対象とはなりませんので注意してください。

- ア スポーツ活動を目的とする団体のスポーツ活動（ただし、指導者等は対象となります）
- イ 企業（事業所）内のクラブ団体活動
- ウ 学校のクラブ活動や部活動の団体及び学校行事（運動会など）、その活動が学校の管理下において行われているもの。
- エ 政治・宗教及び営利を目的とした団体や活動

Q2 臨時の公益性のある直接的活動とは何か。

A この制度でいう臨時の公益性のある直接的活動とは、継続的・計画的に、住民活動を行っている住民団体等が臨時に行う活動をいいます。

また、趣味のサークルが社会奉仕活動を行うなど、通常の活動外の住民活動を行った場合も対象になります。

この制度では、個人の住民活動も傷害補償の対象としますが、この場合も

- (1) 公共施設などの清掃を行っている。
- (2) 社会福祉施設への援護活動を行っている。
- (3) 子供たちにスポーツ指導を行っている。
- (4) 文庫活動を行っている。

などの公益性のある直接的活動を継続的・計画的に行っていることが必要であり、このような住民活動をしている個人が臨時に活動をした場合も対象となります。従って、思い立って休日に近所の子供を遊園地に連れて行く、隣の子供を預かるなどの隣人愛的行為や横断歩道で老人の手を引くなどの親切な行為は、ここでいう、臨時の公益性のある直接的活動には入りません。

Q3 スポーツ活動を目的とする団体とはどういう団体か。

A スポーツを活動の目的とする、またはこれらを手段として目的を達成しようとする団体をいいます。例えば、体育協会・スポーツ少年団に加盟している団体（チーム）、企業（事業所）のクラブチームなど。

Q4 スポーツ活動を目的とする団体がボランティアで行った地域の清掃活動中に発生した事故も対象外なのか。

A 普段のスポーツ活動ではなく、公益性の高いボランティア活動なので、参加者・指導者等ともに対象となります。

Q5 実費弁償の範囲は、どの程度をいうのか。

A 住民活動とは、本来の職務を離れて自分の自由意思の下に行う性質のものをいいますので、これによって対価を得るのは住民活動ではありません。実費弁償の程度については、いろいろな解釈があり、これを定義づけることは極めて困難ですが、社会通念上ボランティア活動に伴って支出する費用（例えば、交通費・昼食代等）及び若干の謝礼程度のものは実費弁償の範囲に含まれるものと思われます。

Q6 町外の人に子ども会のソフトボールチームの指導をお願いしているが、万一事故が発生した場合、対象となるのか。

A ボランティア（無報酬）で住民活動を指導しているので、対象となります。

Q7 海外での事故は、この制度が適用されるのか。

A この制度は海外における事故は対象となりません。

Q8 台風や大雨のときに、自治会役員が町内見回りなどの防災活動を行っているが、このような場合もこの制度の適用はあるのか。

A 免責となるのは、地震・噴火・津波に起因する傷害事故と地震・噴火・洪水・津波等の自然変象に起因する賠償責任事故です。

したがって、台風や大雨は、賠償責任事故や傷害事故で免責となっている自然変象の中には含まれませんが、その規模等により個別の判断となります。

また、賠償責任事故で支払いの対象となるのは、他の事故と同じように法律上の賠償責任が生じた場合に限りです。

Q9 自動車の運行に起因する事故は対象となるのか。

A この制度のうち、自動車の運行に起因する賠償責任事故は、免責条項に該当しますので対象になりませんが、傷害事故は対象になります。

ただし、住民活動を見学していた子供が車両事故に遭った場合等は、見学していた子供は活動の参加者ではないということで傷害補償の適用はありません。車両の自動車損害賠償責任保険（自賠責）等で救済していただくことになります。

Q10 補償金請求の時効は何年か。

A 保険法第95条の規定により、賠償責任事故の場合は、示談の成立若しくは裁判所の判決損害額が確定した時点より3年です。

また、傷害事故の場合は、完治若しくは事故の日より180日経過した時点より3年で補償金請求は時効となります。

ただし、いずれの場合も愛川町へ事故報告がされていることが必要です。

(2) 賠償責任補償編

Q11 指導者に賠償責任がある場合は、すべてこの制度の対象になるのか。

A 指導者の指導や管理の過失により事故が発生し、指導者が「法律上の責任」を負った場合に対象になります。従って、道義的責任等から見舞金等を支払っても、この制度の対象にはなりません。

また、「法律上の責任」がある場合でも、「免責条項」に該当するものは、対象になりません。

なお、一般的にいて、指導者が賠償責任を負う場合とは指導や管理の過失がある場合で、例えば、水遊びに行き管理に不注意があり、子供が水死した場合、野球の練習中にボールが隣家へ飛び込み窓ガラスを割ったとか、施設や用具の欠陥を見落とした場合や欠陥は見つけたが放置していた場合、事前の必要な点検をしなかった場合の事故も含まれます。

ただし、施設や用具を通常の注意を払って、事前に点検したにもかかわらず、欠陥が発見できなかった場合や不可抗力による場合、被害者の不注意により生じた事故は、法律上の賠償責任を負うことはありません。

Q12 法律上の賠償責任とはどういうことか。

A 賠償責任保険普通保険約款の第1条には「被保険者が、他人の身体の障害または財物の滅失、損傷もしくは汚損について法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。」とありますが、この“法律上の損害賠償責任”には、不法行為によるものと債務不履行等によるものがあります。これらは、いずれも民法にその基本となる原則的な規定があります。

この制度では、偶然な事故によって他人の身体、財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任が発生することが要件です。

Q13 当事者間だけの示談でも、この制度の対象になるのか。

A 原則として、当事者間で示談をする前に保険会社のアドバイスを受けてください。

保険会社に相談せずに賠償額を決定してしまっても、客観的に妥当性のある金額しか保険金のお支払いはできません。

(3) 傷害補償編

Q14 傷害補償で対象となる傷害とはどのようなものか。

A 対象となるのは、急激かつ偶然な外来事故による身体の傷害をいいます。

(1) 急激性について

基本的には、傷害が疾病のような自然の原因から発生するものと区別する意味において用いられるもので、原因又は結果の発生を避け得ない程度の急迫した状態をいいます。

従って、例えば、職業病、靴ずれ、しもやけ、野球・テニス肘などは対象になりません。

(2) 偶然性について

基本的には、傷害を引き起した原因に偶然性が求められるわけですが、さらには、自然な原因の自然の結果とされる疾病に対置する意味において用いられるもので、原因の発生が制度対象者自身にとって予測できない状態をいいます。

(3) 外来性について

通常「外来」という用語は「内在」に対する言葉として用いられるものであり、傷害事故においては、身体障害の発生が身体に内在するものでなく、外部にあることをいいます。

従って、例えば同じ腰痛でも、重い物を持ち上げたために腰を痛めた場合（医学的他覚所見のないものを除く）は対象になりますが、長年のストレスの蓄積により腰痛になった場合は対象になりません。

(4) 傷害について

「ケガ」という概念がほぼ相当しますが、「ケガ」よりも少し広い意味を持ち、いわゆる「ケガ」を伴わない死亡事故も、急激かつ偶然な外来の事故に起因するものであれば対象になります。

例えば、中毒症状の場合

- ・煙・ガス等の有毒物質の一時的吸入・吸収による窒息死（光化学スモッグ等によるもの）
- ・水を飲み呼吸不能に陥り溺死した。

ただし、同じ中毒症状であっても

- ・慢性アルコール中毒
- ・継続的に吸入・吸収又は接種した結果の中毒症状のような場合には対象になりません。

Q15 心臓麻痺・心臓発作は傷害補償の対象になるのか。

A ある行為の結果、心臓麻痺、心臓発作を起こすことは、客観的にみれば偶然なものであるかもしれませんが、原因事故からの結果への経過をたどれば疾病そのものの発症過程をたどっているに過ぎず不可避の結果の事故でありえないので、この意味で対象となりません。

ただし、冷たい海水の中に転落し、冷水のショックで急性心不全を起こした場合は、不可避の結果による事故として対象となります。

Q16 入院・通院補償金の支払方法はどうか。

A (1) 入院補償金について

入院し、医師（医師法に基づく医師）の治療を受けている状態にある期間に対して、事故の日から180日を限度として、入院した日数1日につき入院補償金を支払います。

(2) 通院補償金について

原則として180日の枠内において、実通院日数90日を限度に通院日数1日につき通院補償金を支払いますが、平常の生活・業務に支障ない程度で治癒したときは、それ以降の通院に対しては、支払いの対象にはなりません。

また、入院・通院を合算して事故発生の日から180日が限度となります。

Q17 いったん治癒したケガが再発したが、この場合も対象となるのか。

A 「当該事故の因果関係あり」と医師が証明するものについては、この制度の対象となります。

ただし、対象となる期間は事故の日から180日以内です。

Q18 傷害補償でいう「医学的他覚所見」とは何か。

A 医師がレントゲン、脳波、筋電図等の検査の結果、あるいは医師が客観的に把握できる理学的検査所見に異常があるものをいいます。

保険約款上、「医学的他覚所見」のないムチウチ症又は腰痛は、免責となっていますが、これは自分がムチウチ症又は腰痛で、首、腰が痛いと訴えることにより、不正に補償金を請求したり、また、あいまいな請求となり得る恐れが多分にあるので、このような不正又はあいまいな請求を排除する意味で免責としています。

ただし、ムチウチ症又は腰痛であっても、客観的に証明できる医師の診断書等が提出されれば、支払いの対象になります。

また、経年性（老人性）、職業性のものは、たとえ医学的他覚所見があっても対象とはなりません。

問い合わせ先

愛川町 総務部 行政推進課 協働・行政管理班

〒243-0392 神奈川県愛甲郡愛川町角田251-1

電話：046(285)6925(直通)

FAX：046(286)5021

Eメール：gyousei@town.aikawa.kanagawa.jp